

# 6 月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和 5 年 6 月 27 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、乾教育施設課長、牧野学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、森保健給食課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1） 令和 6～9 年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員の解任及び任命について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">非公開</span></p> <p>（2） 二名公民館西登美ヶ丘分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第 11 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について</p> <p>議案第 12 号 奈良市いじめ防止基本方針の改定について</p> <p>議案第 13 号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>（1） 令和 6～9 年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員の解任及び任命については、了承した。</p> <p>（2） 二名公民館西登美ヶ丘分館の土地、建物及び工作物の用途廃止については、了承した。</p> <p>2 議案</p>	

	<p>議案第 11 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱については、可決した。</p> <p>議案第 12 号 奈良市いじめ防止基本方針の改定については、可決した。</p> <p>議案第 13 号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p>
担 当 課	教育政策課

議事の内容	
教 育 長	皆さんおそろいですので 6 月定例教育委員会を始めます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の資料については既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。</p> <p>ただいまから 6 月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と畑中委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。5 月定例教育委員会の会議録の署名委員は柳澤委員です。柳澤委員、いかがでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	結構です。
教 育 長	<p>ありがとうございました。それでは本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は教育長報告 2 件、議案 3 件でございます。なお、先月使用を承認した後援名義は 24 件ございましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（1）は、奈良市情報公開条例第 7 条第 6 号にあたる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>教育長報告（1）は、奈良市情報公開条例第 7 条第 6 号の規定により、非公開とすることに決定いたしました。なお、関係課のみの審議といたします。</p> <p>それでは公開の案件から始めます。教育長報告（2）「二名公民館西登美ヶ丘分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。</p>
教育施設課長	資料 1 ページをご覧ください。本件は、地域の拠点施設の整備の見直しに

に伴い、二名公民館西登美ヶ丘分館を地域ふれあい会館に移行するため、建物279.44平方メートル及び工作物を解体撤去し、公民館用地416.86平方メートルの教育財産としての用途を廃止しようとするものです。

2ページ目には位置図、3ページ目には施設の平面図を載せております。

教 育 長

この件に関してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

土地と建物がそれぞれ2件ずつ挙げられていますが、3ページの平面図は2件の建物のうち軽量鉄骨造の方のものかと思えます。もう一方の鉄骨造の建物は、どこにありますか。

教育施設課長

分館の建物は、位置図の赤線で囲まれた部分の左側に建っております。建設当初の建物が185.14平方メートルの軽量鉄骨造で、この部分は3ページ目の平面図では白抜きで表現しています。そして平成に入ってから、大会議室の半分と10畳の和室2部屋を増築しました。平面図の色がついた部分が増築した部分で、94.30平方メートルの軽量鉄骨造となっております。

1ページの表では、建物を築年数ごとに分けて面積を表示しているため、2件に分かれております。

柳 澤 委 員

ありがとうございます。土地も2件ありますが、そのうち建物のない方は駐車場のようないき方をされていて、更地に近い状態なのでしょうか。

教育施設課長

位置図の赤線で囲んでいる右側の部分は、駐車場として活用してございました。

教 育 長

他にご意見やご質問のある方はいらっしゃいませんか。

畑 中 委 員

今回の件は、今後教育財産として用途廃止して、ふれあい会館に移行することですが、一点提案があります。

以前学校業務員の方とお話した際、学校も含め建物そのものを撤去や解体する際、その建物に使われている建材や建具を他の学校で再利用できないか、ということをお聞きしました。というのも、公的な利用のための建材や建具であるため入手が困難で非常に部材が高く、学校で傷んでいる箇所を修繕しようとしても、なかなか思うように進まないという実態があるそうです。

もし、解体や改修に伴い使わなくなる建具や建材があるのであれば、一部を再利用できないでしょうか。そのような要望の声も届いているのではないかとはいえますが、現場の声を踏まえ、ご提案させていただきました。

教育施設課長

そのような要望は今のところはいただいておりませんが、もし要望があれば相談に応じることはできるかと思えます。しかしながら、古い建物を解体するため、建材のボード等の中にアスベストが含まれているところがございます。

教 育 長	<p>ます。そのようなものは再利用に回さず、廃棄することになると思います。</p> <p>また、建具も建物のために合わせて作った寸法なので、ちょうど合う寸法であれば利用できても、合わない場合は利用できないかと思われます。</p> <p>またそのような要望があれば相談をいただくということで、ご意見を承っておきたいと思います。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは意見がないようですので、教育長報告（２）「二名公民館西登美ヶ丘分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」は了承いたします。</p> <p>次に、議案第 11 号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>お手元の資料の 3 ページ、奈良市いじめ防止連絡協議会条例をご覧ください。奈良市いじめ防止連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が設置する組織でございます。いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめの防止等の対策を推進するために必要な事項を協議いたします。</p> <p>構成員は、学校の教員、児童相談所の職員、弁護士、医師、警察官、保護者代表、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者から合計 10 人以内としております。委員の任期は 2 年で、教育委員会が委嘱または任命をいたします。</p> <p>次に、資料 1 ページ目をご覧ください。前年度に委嘱した委員のうち、2 人がそれぞれの組織の役職を退任されたことから、この度後任の候補者を推薦いただいております。この推薦を受け、港淳平奈良警察署生活安全課長、須川昌樹奈良西警察署生活安全課長を新たに委嘱しようとするものです。</p>
教 育 長	<p>ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>内容については異議ございません。</p> <p>今ご説明いただきましたとおり、いじめ防止連絡協議会はそれぞれの団体や関連機関との連携をしっかりと図り、いじめ対応においても大きな役目を果たしている場であることかと思えます。</p> <p>資料 5 ページには、この協議会の内容として、様々ないじめ問題に関する施策への助言や示唆、取組についての意見交換などを行う場を年 1 回設けているという説明があります。これまでの開催を受け、そのような助言や示唆または意見交換について、事務局側での印象としてはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>この協議会にはいざというときに連携すべき組織から参加していただき、奈良市がいじめ防止に対して講じている対策や、現在の奈良市の状況についてしっかりと共有できる機会となります。その上で、それぞれの組織</p>

がどのような取組をされているのかについても共有しますので、事案が起こった際の連携がスムーズに行われるという意味では、年1回の開催は非常に実りのある、有効な場であると実感しております。

梅田委員 事務局の方でも貴重な場として受け止めてくださっているということですが、その場で集まる様々な機関からの意見や質問の内容については、校長会等でそれぞれの学校にも共有されているのでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長 学校に伝えるべき内容のものについては、校長会等の場面で伝え共有しております。

梅田委員 ありがとうございます。具体的な案件が起こった際、学校では迅速な対応が求められます。そのためには、様々な機関との連携は欠かすことができず、協議会の情報を学校側も把握できるという状況を継続していただきたいです。

教 育 長 他にございませんでしょうか。  
この協議会では、学校や警察関係、保護者、奈良市子どもセンターの所長などが集まり、いじめを訴えられる窓口は1つではなく、どこに訴えてもそこから情報が共有され繋がっていけるように、いじめがあったときにどう対応するのかという連携の仕方について、よく協議されています。いじめへの迅速な対応に向け、非常に実りある議論がなされていると私も参加しながら感じております。今後もより充実したものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではご意見がないようですので、議案第11号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、議案第12号「奈良市いじめ防止基本方針の改定について」、続けていじめ防止生徒指導課長よりお願いします。

いじめ防止生徒指導課長 現行の奈良市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、平成30年4月に策定をしたものです。本基本方針には、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じると記されています。そのため、策定以降の状況の変遷や様々な成果と課題を踏まえて、いじめの課題への対策をより効果的に推進するために、基本方針の見直しを行うことといた

しました。

5月定例教育委員会において川村委員から、今回の改定は子どもの意見を反映したものであるという旨を冒頭に明記するようご意見をいただきました。このことを踏まえて、奈良市いじめ防止基本方針策定委員会に諮問したところ、この度答申を受けましたので、その内容に基づきお手元の資料のとおり改定しようとするものでございます。

なお、施行時期は1学期中を想定しており、各市立学校には、本基本方針を基に自校の学校いじめ防止基本方針の改定を指示いたします。その際、児童生徒が協議する機会を設けるなどして、児童生徒の意見を取り入れた分かりやすい学校いじめ防止基本方針となるよう、保護者や地域住民、関係機関等の参画も得ながら進めていくよう求めます。

教 育 長           この件に関してご意見、ご質問はございませんでしょうか。

川 村 委 員       今年はこのいじめ防止基本方針が成立して10年ということで、広くニュースにも取り上げられています。その年にこのような形で奈良市の方針が改定されるということはまさに好機で、ありがたく思います。

また、子どもや保護者、地域にも学校のいじめに対する取組を発信することは、スピーディーな対応に確実に繋げることにもなります。各校で子どもが分かりやすい形で新しい取組方法を考え、発信するときには、保護者はもちろん地域の方に向けてもしっかり発信していただき、奈良市は地域を巻き込んだいじめ対策に取り組んでいくのだ、ということをしっかり明示していただきたいと思います。

教 育 長           他にございませんでしょうか。

柳 澤 委 員       パブコメの後、策定委員会で審議されてより分かりやすい形になったこと、また、10年間で浮かび上がった様々な課題を文字化されたことについて、大変ありがたく意義のあることだと思いました。

奈良市のこのいじめ防止基本方針について、市内の私立学校等にはどのようなアプローチがあるのでしょうか。例えば、奈良市の改定後の方針を、市内の学校法人宛に文書として配布されるのでしょうか。それとも、ホームページのみの掲載なのでしょうか。

私立学校でも、いじめが起こる可能性は十分あります。昨今の状況を鑑みて自校で既に対応されている学校もあるかとは思いますが、私立も含めて、奈良市として改定後の方針を広く認識してもらった方が良くと思いますので、状況をお聞かせください。

いじめ防止生徒指導課長       改定後の方針は奈良市と奈良市教育委員会の連名で策定したものであるため、もちろん奈良市のホームページにも大々的に掲げていきたいと考えております。

第一の目的としては、あくまで市立学校が自校のいじめ防止基本方針を改定する上で参考にしてもらうところにあるため、各私立学校等に直接お送りすることは想定していませんでした。一方で、市内にある私立も含めたすべての学校に大いに参考にしていただきたいものでもあるので、各私立学校等への周知の方法については今後検討していきたいと思います。

柳澤委員

私立学校法人等は県の所管だと思いますので、もしかしたら県の担当部局との調整が必要になるかもしれませんが、私立学校の校長の目に触れる方が良いのではないかと考えて申し上げました。

いじめ防止生徒指導課長

今回の改定にあたって、子どもたちの声を拾うためにサミット参加者の枠を小学生まで広げて開催しました。実はこのとき、市立学校以外の私立や国立の学校の参画についても少し検討しましたが、専門家の助言も踏まえ、基本的には市立学校の児童生徒・学校を対象とした枠組みとなるため、市立学校のみで開催したという経緯があります。しかしながら繰り返しになりますが、市内の学校全般で参考にしていただけることはありがたいと思いますので、前向きに考えていきたいと思っています。

教育長

他にございませんでしょうか。

川村委員

教員の不足という点からも、近い将来、登下校や部活動の見守りなどの場でどんどん学校の中にサポーターとして地域の方に入っていただくことになるとと思います。例えばポスターやチラシを作る等、学校の中にとどまらない形の広報をしていただきたいです。今回の策定に直接関わる内容ではないですが、いじめ等に関する相談窓口について、子どもだけでなく地域の方にも存在を知っていただき、小さな気づきも気軽に連絡してもらえば良いと思います。例えば保護者の友達のように、子どもの関係性の延長線上にいらっしゃる方の目にも留まるようになれば、もっと関わっていただきやすくなるのではないのでしょうか。簡単に相談しやすい窓口のようなものを、目につきやすい形で広めていただきたいです。

いじめ防止生徒指導課長

奈良市だけでなく国や県が運用しているものも含めた相談窓口の一覧表については、長期休業前後の時期に年間数回、一覧表のようなチラシを作って本人や保護者に向けて配布しています。今はさくら連絡網も活用しながら周知をしていますが、また、その内容についても工夫を加えていきたいと思っています。

教育長

他にご意見やご質問はございませんでしょうか。

梅田委員

議案については、異議ございません。

奈良市いじめ防止基本方針の改定を進めるにあたって、いじめの未然防止

や初期対応のための具体的な取組が一人一人の教員までしっかりと届くこと、また、教員にその感覚を持って子どもたちの生活の状況をしっかり見ていく力をつけてもらうことが、何よりも肝心なことかと思えます。

そのような取組が学校の中で組織的にしっかりと落とし込んでいるのかということについては、各学校で訪問指導してくださっている先生方もいらっしゃるかと思いますが、一つ一つ確認し、より改定後の方針に即した取組を学校の中で進めていただけるようお願いいたします。

教 育 長

各委員から貴重なご意見をいただきました。

今回改定する奈良市いじめ防止基本方針については、私立、国立も含めて共有できるよう情報提供していきたいと思えます。また、川村委員も強調されていましたが、保護者や地域の方で、身近にいじめ事象を認識していても相談先や対処方法が分からないというケースは多々あります。市の基本方針を受けて策定した学校いじめ防止基本方針を周知するとともに、いじめを認識した際に相談できる窓口の周知や、いじめを見逃さないよう協力していただくことについても工夫が求められますので、事務局としても丁寧に取り組んでいきたいと思えます。

方針を学校で落とし込むときには、一人一人の教員がいじめ対応策を自分事としてとらえて自覚を持ち、いじめを見逃さないための感性を研ぎ澄まして向き合わなければなりません。本基本方針を基に学校独自の方針を改定する際は、教員全員が議論に参加していただくような体制づくりが欠かせません。校長会での連絡や指導主事の学校訪問を通してそのための方策を練ることで、教員がいじめに対する向き合い方が上がっていくと思えますので、よろしく願います。

他にご意見がないようですので、議案第 12 号「奈良市いじめ防止基本方針の改定について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第 13 号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

本市における児童生徒の結核の健康診断を実施し、結核の早期発見と予防に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、奈良市学校結核対策委員会を設置し、委員を委嘱又は任命するものでございます。

組織する委員は、奈良市保健所長、結核に関して専門的知識を有する者 2 名、学校医の代表者、奈良市医師会の代表者、学校長の代表者 2 名、養護教諭代表者の合計 8 名でございます。任期は、委嘱又は任命の日から令和 6 年



3月31日まででございます。

各学校の内科健診時に、学校医が問診票により、結核対策委員会での審議が必要かどうかを判断し、結核対策委員会に報告するものです。

判断項目としては、主に6項目ございます。1. 本人の結核罹患歴、2. 本人の予防投薬歴、3. 家族などの結核罹患歴、4. 高蔓延国での居住歴、5. 自覚症状、6. BCG接種歴でございます。

結核対策委員会での審議が必要と判断される児童生徒の数は、内科健診を受診した児童生徒の約1%、およそ250名程度でございます。今年度については、各校の定期健康診断終了後、8月に委員会を開催し、精密検査が必要な児童生徒は、奈良市総合医療検査センターにて受診していただくことになります。また、精密検査対象児童生徒の結果及び今後の対応等について、3月に報告させていただく予定でございます。

教 育 長

このことについて、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

川 村 委 員

議案について異議ございません。

1ページ目の委員の一覧について、校長会代表という肩書で校長先生のお名前が載っていますが、このような委員選定に際しては所属の学校名は載せられないものなのでしょうか。所属・職名と区分の2つの欄にほぼ同一の内容が記載されているのが気になります。例えば、結核に関して専門的知識を有する者として選ばれた委員については、所属欄に病院名が明記されていますが、学校長の代表者として選ばれる委員については学校名を記載しないのでしょうか。

保健給食課長

これまではこの形で名簿を整えておりました。今後学校名まで載せるかどうかは検討し、対応したく思います。

教 育 長

他のご意見はありますか。

柳 澤 委 員

校長会の代表というのは、会長副会長といった校長会の役職者なのでしょうか。それとも、校長会のメンバーの中から会長が指名しているのでしょうか。

保健給食課長

各小中学校の校長会の会長とは別の方です。色々と部会がある中、結核対策委員には養護の部会の中から代表を出していただいております。

柳 澤 委 員

学校名ではなく、校長会組織内での分担の部会に基づく代表なのですね。

教 育 長

学校名を記載するのが良いのか、部会名を記載する方がより明確なのかというところについては、部会の設置の目的等を踏まえ事務局で検討させていただきます。

それでは他にご意見がないようですので、議案第 13 号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

これで、非公開を除く本日のすべての案件は終了いたしました。次の案件は関係者のみでの審議となりますので、先に次回の定例教育委員会の日程をお伝えいたします。

次回の定例教育委員会は 7 月 18 日火曜日 10 時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、関係課以外はご退席ください。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

学校教育課長

教育長報告（1）「令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員の解任及び任命について」、学校教育課長から概要説明。

本案については、了承した。

教 育 長

これで本日のすべての案件は終了いたしました。このほかに何かご意見ご連絡等ございませんでしょうか。

それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。